

熊谷市低所得の妊婦を対象とした
妊娠判定のための初回産科受診料の助成を
開始しました。



熊谷市では、低所得の妊婦のかたを対象に、経済的負担を減らし、必要な支援につなげるため、妊娠判定を受けるための初回産科受診に要する費用の一部の助成を開始しました。

対象者

初回に産科受診する日において熊谷市に住民票があり、市販の妊娠検査薬で陽性を確認したかたで、次の（１）から（２）のいずれかに該当するかた

- （１）市民税非課税世帯に属するかた
- （２）生活保護法に規定する被保護世帯に属するかた

※世帯の課税状況を確認すること、関係機関との情報共有や継続的な相談を行うことに同意いただけることを要件とします。

助成内容

- ① 助成対象となる項目
保険診療外の妊娠判定に係る診察、尿検査、超音波検査等、初回検査 1 回分
- ② 助成額
受診項目に係る自己負担額（上限 1 万円）

申請方法

※医療機関に受診した日から 1 年以内に申請してください。

※世帯収入未申告の場合は、申告後、申請してください。

申請時、持参していただくもの

- ① 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ② 妊娠判定のための受診費用の領収書及び明細書の原本（氏名、診療年月日、医療機関名が記載されたもの）※令和 5 年 4 月 1 日以降のもの
- ③ 住民登録が 1 月 1 日時点で熊谷市にない場合、住民税の所得課税証明書
- ④ 熊谷市以外から生活保護を受給している場合、生活保護受給証明書
- ⑤ 金融機関の口座番号がわかる通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑥ 印鑑

お問い合わせ先 熊谷市母子健康センター 熊谷市大原 1 丁目 5 番 36 号
☎ 048-525-2722